注 文 書

- 1 契約番号 管理第400号
- 2 契 約 名 人工心肺装置及び関連機器点検業務委託その1
- 3 履行場所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
- 4 履行期限 令和4年3月18日
- 5 別添書類
- (1) 仕様書
- (2) 参考明細書
- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

人工心肺装置及び関連機器点検業務委託その1仕様書

1 件名

人工心肺装置及び関連機器点検業務委託その1

2 履行期限

令和4年3月18日

3 履行場所

宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号

4 メーカー及び点検対象機器

(1) テルモ㈱

ア 遠心ポンプ装置 SP-101 (1台)

(2) ゲティンゲグループ・ジャパン㈱

ア VAVD装置 (1台)

イ IABP装置 CS100 (2台)

(3) 泉工医科工業㈱

ア 人工心肺装置 HASII (1台)

イ 遠心ポンプ装置 HAS-CFP (1台)

ウ 冷温水槽 HHC-211D (1台)

エ 冷温水槽 HHC-211 (1台)

オ 小型冷温水槽 HHC-51 (2台)

5 点検内容

- (1)メーカー推奨の定期点検及びメーカー推奨の部品交換を履行期限までに1回実施すること。(2月実施予定)
- (2) 定期点検実施時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 点検交換部品以外に起因する修理についての費用は別途とする。

6 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、 若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者 が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を 求めることがある。

(3)この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。) から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要 な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは 受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置 を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力 及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認め られるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

7 その他

- (1) 点検を実施する場合は、事前に作業日程を発注者側と協議するものとする。
- (2) 受注者は、業務が完了したときは速やかにその旨を担当課に給付完了通知書等で 通知するとともに発注者の検査を受けること。なお、通知の際に報告書及び作業 前、作業中、作業後が確認できる実施状況写真を添付すること。
- (3) 本委託料は、完成検査後に受注者からの請求により支払うこととする。発注者は受注者からの適法な支払請求を受けた日から、30日以内に請求金額を受注者に支払うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は双方別途協議の上決定する。

参考明細書

件名	数量	単位	積算単価(円)	積算価格(円)	消費税 区 分	摘要
遠心ポンプ装置部品費 (SP-101 テルモ(株))	1	石			課税	
人件費		人/時			課税	
出張費/諸経費	1	式			課税	
VAVD装置部品費 (ゲティンゲグループ・ジャパン(株))	1	台			課税	
人件費		人/時			課税	
出張費/諸経費	1	쉮			課税	
IABP装置部品費 (CS100 ゲティンゲグループ・ジャパン (株))	2	巾			課税	
人件費		人/時			課税	
出張費/諸経費	1	式			課税	
人工心肺装置部品費 (HAS II 泉工医科工業(株))	1	乍			課税	
人件費		人/時			課税	
出張費/諸経費	1	式			課税	

遠心ポンプ装置部品費 (HAS-CFP 泉工医科工業(株))	1	台		課税	
人件費		人/時		課税	
出張費/諸経費	1	式		課税	
冷温水槽部品費 (HHC-211D 泉工医科工業(株))	1	台		課税	
人件費		人/時		課税	
出張費/諸経費	1	式		課税	
冷温水槽部品費 (HHC-211 泉工医科工業(株))	1	台		課税	
人件費		人/時		課税	
出張費/諸経費	1	式		課税	
小型冷温水槽部品費 (HHC-51 泉工医科工業(株))	2	台		課税	
人件費		人/時		課税	
出張費/諸経費	1	式		課税	
計(税抜)					
消費税額				適用税率 10.0%	
計(税込)					